



さて、農業を始める決意が固まり、家族の理解や協力も得られ、計画も十分検討し、さあ農業を始めよう、と思っても、まだ解決しなければならない重要な課題があります。

ポイント

1

就農

## 農地の確保

**Q** 農地を確保するには？

**A** 最初は農地を借りて始めます！

農業を始めるためには農地の確保が必要です。新しく農業を始める場合、農地を購入することは経済的に負担が大きいため、市町の農業委員会に相談しながら耕作する農地を探すと良いでしょう。

**Q** 農地を借りるには？

**A** 農地を借りるには、法律に即した手続きが必要です！

農地の売買や貸借は法律で制限されており、農地を借りる場合、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農地法による手続きが必要です。

### ○農地中間管理事業法による農地の貸借

- 個人や法人が農地を借り受ける場合には、農地中間管理事業を利用する方法があります。
- 受け手が農地中間管理事業を利用する場合、まず、農地中間管理機構に対して借り受け希望の申込み（応募）を行います。
- 一方、貸付希望者（出し手）は、機構に対して貸付申込を行います。
- 機構は、市町が作成した農用地利用集積計画により出し手から農地を借り受け、農用地利用配分計画を作成し、知事の認可を経て、受け手に貸し付けます。
- 農地中間管理事業の推進に関する法律では、農地法の許可を受けることなく、農地の権利設定、移転が行われます。
- 機構から農地を借り受ける場合、次のような条件が必要です。

- ① 農用地のすべてについて耕作すること
- ② 農業経営に必要な農作業に常時従事すること
- ③ 農用地を効率的に利用すること(就農時の経営規模や作付作物等を踏まえ、機械・労働力・技術等が十分に確保されているかに着目して判断されます)

#### ○農業経営基盤強化促進法による農地の貸借

農地の権利移動を促進するため、農地法によらず、市町が農用地利用集積計画を作成し、広告することで売買や貸借を行います。この場合、農地中間管理事業の推進に関する法律と同等の要件が必要です。

#### ○農地法による農地の貸借

農地法により農地を借りる場合は、市町の農業委員会の許可が必要です。次のような要件が満たされなければ、農地を借りることができません。

- ① 借りる農地のすべてについて耕作すること
- ② 農業経営に必要な農作業に常時従事すること
- ③ 借地後の農地が一定面積以上であること(一定面積は、10a~50aの間で地域によって異なります)  
ただし、施設園芸(ハウスによる野菜や花の栽培)の場合は、一定面積以下でも許可されることがあります。
- ④ 経営状況、通作距離などから考えて、効率的な農業経営が行われること  
この他、新たに農業経営を始めるための資金計画や農業経営の計画などが細かく審査されます。

### Q 農地を探すには？



### A 借りる農地を探すには自らの努力が必要です！

農地を借りる場合、耕作されていない農地はあっても、実際に貸してもらえる農地はなかなか見つからないのが実情です。

農地の借り入れに当たっては、全国の農地情報をインターネットで閲覧できる全国農地ナビや市町の農業委員会、農協からの情報収集などが必要ですが、自ら情報を集めることが重要です。

特に地域外からの参入を目指す新規就農者が農地を借りるためには、まず自分を知ってもらい、地域の一員として認知してもらうことが重要です。





## 資金の確保

農業に限らず事業を開始するためには資金が必要です。農業においてもビニールハウス、温室などの施設や農業用機械の購入などの資金が必要です。

### Q 資金はどのくらい必要か？

**A** 農業を始めるには最低数百万円程度の資金が必要となる。  
初期投資を抑えるためには、中古施設等を利用する方法も！

資金の必要額は作目により異なるため、一概に言えませんが、例えば、施設園芸では、新規に施設や機械を購入する場合、比較的安価な施設ですむもの（葉菜類など）で数百万円、しっかりした施設が必要なもの（バラ、鉢物、果菜類の水耕栽培など）では2~3千万円程度は必要になると考えておいた方が良いでしょう。

また、設備投資だけでなく、農産物を販売し、現金収入が得られるようになるまでの種苗代・肥料代・農薬代・雇用労賃・借地料等の営農資金や生活資金も必要です。

経営開始の初期投資を抑えるには、なるべく中古の施設や機械などを利用し、経営が軌道に乗ってきたら追加投資をしていく方法もあります。

### Q 制度資金とは？

**A** 農業経営に必要な資金を低利で借りることができる資金のことです！

希望する中古の施設が見つければ良いのですが、無ければ新たに購入しなければなりません。いずれにしても資金の手当てが必要です。自己資金があれば理想ですが、無い場合は融資制度（農業の制度資金）を活用することになります。

制度資金とは、農業経営に必要な資金を国や県が融通したり、農協などの資金に対して利子補給したりすることで低利で借りることができる資金のことです。



ポイント

3

就農

## 新規就農を支援する制度

新たに農業経営を始める場合は、生産技術、農地、資金など多くの課題があり、新規就農者が就農しやすいように各種の支援制度があります。

### Q 新規就農を支援する制度はありますか？

#### A 農業実践研修や融資、資金交付などの総合的な支援が受けられます！

次世代を担う農業者を目指す者に対して、農業技術や経営ノウハウなどを習得するための農業実践研修（がんばる新農業人支援事業）や就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまで、融資や農業次世代人材投資資金の交付などの総合的な支援が受けられます。

### Q 就農前の研修への支援は？

#### A 農業技術や経営ノウハウなどを習得するための農業実践研修があります！

他産業から農業を志す青年等に対して、新規就農に必要な知識や技術を習得できるように、農協・市町・県・指導農家等が連携して「がんばる新農業人支援事業」を実施し、実践的な研修を支援しています。

がんばる新農業人支援事業の概要は、P13を御覧ください。

#### A 就農前の研修期間の生活安定支援の資金交付があります！

次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定支援の資金交付があります。（農業次世代人材投資事業（準備型））

交付額は、年間最大150万円、最長2年間交付が受けられます。

要件は、県が認定する農業者・農業法人・研修機関で1年以上研修し、就農予定時の年齢が45歳未満（条件により50歳未満）で、研修終了後1年以内に就農することです。交付を受けた期間の1.5倍（最低2年）就農を継続しない場合や独立自営就農後5年以内に認定新規就農者等になる等の要件を満たさない場合は返還が必要となります。





## Q 就農開始の支援はありますか？

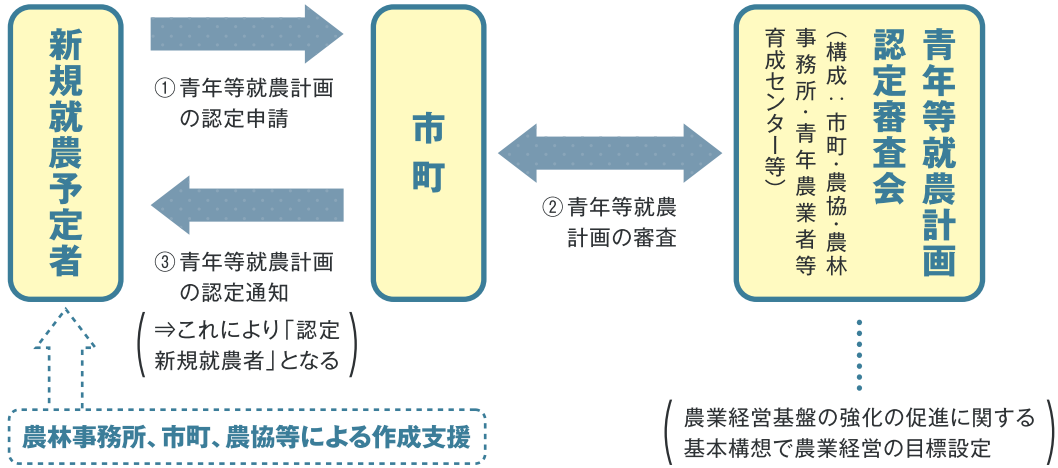
### A 「青年等就農計画」を作成するための支援が受けられます！

就農前の技術習得のための研修段階から研修後実際に就農し、経営の基礎を確立するまでの段階を網羅した「青年等就農計画」を作成するための支援が受けられます。なお、「青年等就農計画」を作成できる「青年等」とは、就農予定時の年齢が18歳以上45歳未満(条件により65歳未満)の者です。

また、認定に当たっては「その計画が市町の基本構想に照らして適切であること」「その計画が達成される見込が確実であること」等の要件を満たすことが必要です。「青年等就農計画」が市町長から認定を受けると「認定新規就農者」となり、新たな支援が受けられます。

### 青年等就農計画認定手続きのフローチャート

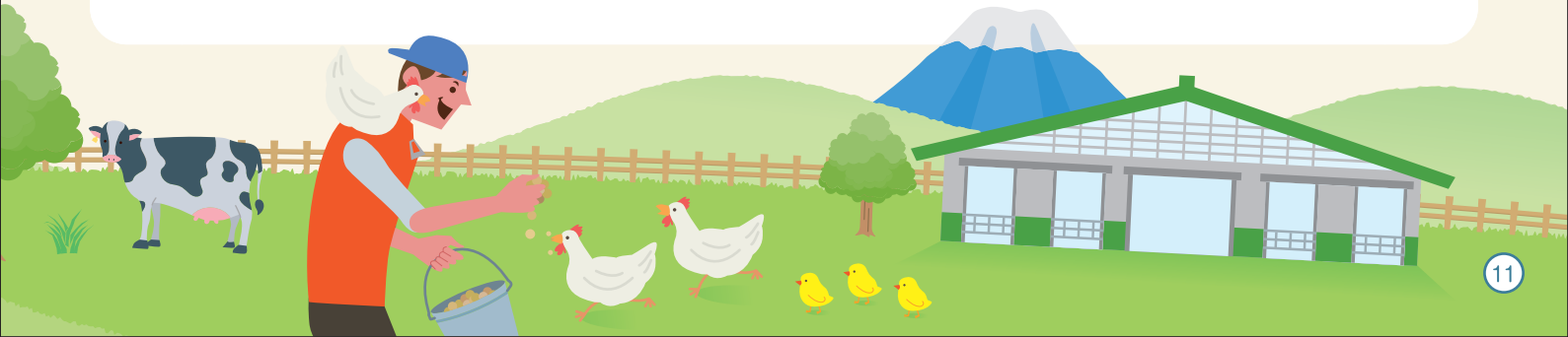
各市町の青年等就農計画認定要領に基づき実施されます。



### ① 農業次世代人材投資事業 (経営開始型)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農直後(5年以内)の経営確立を支援する資金が交付されます。要件は、独立自営就農時の年齢が45歳未満(条件により50歳未満)の認定新規就農者で就農する市町の「人・農地プラン(※)」に位置付けられ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者です。その他にも、前年の世帯所得が600万円以下等の要件を満たす必要があります。経営開始型の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還対象となります。

※人・農地プラン…農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町により公表するもの





② 青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付けます。

! 青年等就農資金の概要

資金の用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資機関
施設の設置費、機械の購入費 果樹の植栽費、資材費 など	3,700万円	17年以内 (うち5年以内)	農協等の金融機関 日本政策金融公庫

! 青年等就農資金の貸付申請手続きのフローチャート

